

令和6年10月10日

金沢大学 令和6（2024）年度 入学料・授業料（後期）免除（家計急変）申請要項 【大規模災害による家計急変者向け】

この度の能登豪雨等の大規模災害被害の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象として、審査の上、被災状況に応じて入学料及び後期授業料の減免を行います。入学料免除は令和6年10月入学者のみ申請可能です。申請する学生は、当該要項を熟読し、必ず所定の期日までに必要書類を提出してください。なお、申請は学期ごとに行う必要があります。

1. 対象となる大規模災害

令和5年10月1日以降に発生した大規模災害（激甚災害又はこれに類するもの）

※令和6年能登半島地震は除きます（別途案内済）。

2. 免除対象者

2-1. 被災した者（以下「被災者」）

対象となる大規模災害の被災者のうち、以下の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者とします。

申請方法は3-1参照。

（1）生計維持者が対象となる大規模災害に被災した事実を公的証明書等により証明可能な者

（2）以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の者

①生計維持者が死亡または行方不明となった場合

②生計維持者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合

※ 独立生計者は、持ち家の場合のみ対象となります。

※ 修業年限を超えて在籍する者も申請可能です。

2-2. 上記2-1の条件には該当しないが、当該地震により家計急変した者 （以下「家計急変者」）

以下の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者とします。申請方法は3-2参照。

（1）対象となる大規模災害により、生計維持者の所得が急変する世帯の者

例1 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があった場合

例2 生計維持者が失職した場合

例3 生計維持者が怪我又は病気により半年以上就労が困難となった場合

（2）家計急変事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内である者

3. 申請方法

3-1. 上記2-1に該当する被災者

（1）申請書類

① 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式）

以下のWebサイトから各自ダウンロード、印刷し、記入の上、提出してください。

http://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/R6kouki_disaster_form.pdf

- ② 死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）
提出期限までに準備できない場合は、提出期限前に学生支援係へご相談ください。
独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。
- ③（令和6年10月入学者のみ）110円分の切手を貼った返信用封筒（長形3号）
→入学料免除結果通知用・封筒表面に申請者の住所（郵便物が確実に届く住所）、氏名を記入すること。

（2）提出期限 **令和6年10月31日（木）**（郵送の場合、当日消印有効）

（3）提出方法 郵送または学生支援係の窓口提出

（4）提出先 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係
（角間キャンパス本部棟2階）

※郵送の場合、封筒表面左側に「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。

※宝町・鶴間キャンパスの学生は、所属部局の学務係でも持参による申請を受け付けます。
ただし、郵送の場合は学生支援係宛への送付に限ります。

注1：学士課程の学生は、「日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金」と「大学による入学料・授業料の減免」がセットになった**修学支援新制度**にも申請できます。ただし、**高校卒業から本学入学までに3年を経過している者及び私費外国人留学生は対象外です**。既に第Ⅰ区分に認定されている者は申請不要ですが、第Ⅱ～第Ⅳ区分認定者については「家計急変」枠で申請することにより、支援区分が変更される場合があります。申請に当たっては、**学生支援課学生支援係までご相談ください**。修学支援新制度に採用された者が当該制度による免除も認められた場合、免除額が高い方の結果を適用します。

注2：生計維持者の居住する家屋が「**中規模半壊**」、「**半壊**」の場合は**当該免除制度に追加して、その他の免除制度**（以下※参照）に**併願申請**が可能です。併願申請をすることにより、免除額が高くなる可能性があります。両制度により免除が認められた場合、免除額が高い方の結果を適用します。

※以下の①～③のいずれかの制度と併願できます。

- ① 大学院生・別科・学士課程（修学支援新制度対象外者）用
- ② 学士課程（経過措置）用（学域6年次で令和元年度に本学独自制度により授業料免除を受けている者対象）
- ③ コロナによる家計急変用（全課程対象）

各申請要項（以下Webサイト）にて申請要件を確認し、該当する場合は申請書類を準備の上、上記提出期限までに提出してください。

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver

3-2. 上記2-2に該当する家計急変者

I 学士課程

「日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金」と「大学による入学料・授業料の減免」がセットになった**修学支援新制度（家計急変）**に申請できる可能性があるため、学生支援課学生支援係までご相談ください。
ただし、高校卒業から本学入学までに3年を経過している者及び私費外国人留学生は対象外です。

II 修学支援新制度対象外の学士課程、大学院課程、養護教諭特別別科

（1）申請書類

申請要項「令和6（2024）年度 後期 授業料免除」又は「令和6（2024）年度 後期授業料免除（経過措置）」に従って書類を準備してください。新型コロナウイルスによる家計急変学生向けの授業料免除とは併願できません。

Webサイト

在学生向け：https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver/graduate_students

経過措置：https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/school_support/01-1-2

- ① 上記申請要項に記載の必要書類一式
- ② 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式）
 - 以下のWebサイトから各自ダウンロード、印刷し、記入の上、提出してください。
http://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/R6kouki_disaster_form.pdf
- ③ 家計急変者の直近3か月分の収入を証明する書類
 - ・給与所得者：上記期間の給与明細書（コピー）
 - ・給与以外の所得のある者：上記期間の売上と必要経費がわかる帳簿等
- ④（該当者のみ）当該地震が原因で失業、廃業した場合
 - 次のうち該当する書類を提出
 - ・雇用保険被保険者離職票（コピー）
 - ・雇用保険受給資格者証（コピー）
 - ・廃業届（コピー）など廃業年月日が分かる書類
- ⑤（該当者のみ）当該大規模災害が原因の怪我や病気で療養中である場合
 - 医師の診断書

(2) 提出期限 **令和6年10月31日(木)**（郵送の場合、当日消印有効）

(3) 提出方法 郵送または学生支援係の窓口提出

(4) 提出先 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係
(角間キャンパス本部棟2階)

※郵送の場合、封筒表面左側に「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。

※宝町・鶴間キャンパスの学生は、所属部局の学務係でも持参による申請を受け付けます。

ただし、郵送の場合は学生支援係宛てへの送付に限ります。

4. 結果通知

4-1. 入学料免除・徴収猶予結果

令和7年1月中旬（予定）にアカンサスポータルから通知します。

※入学料免除又は徴収猶予の結果通知までは、入学料の徴収を猶予します。

※入学料免除若しくは徴収猶予が不許可の者又は半額免除の者（半額免除の者がその後徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付する必要があります。

※入学料免除不許可又は半額免除の者は入学料徴収猶予の申請が可能です。入学料徴収猶予が許可された場合の猶予期限は、4月入学者は9月30日まで、10月入学者は翌年の3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）です。

※入学料免除若しくは徴収猶予が不許可の者又は半額免除が許可の者あるいは徴収猶予が許可の者が、納付すべき入学料を納付しない場合は、入学を取り消し、除籍します。

4-2. 授業料免除結果

令和7年1月中旬（予定）にアカンサスポータルから通知します。

※授業料免除申請の結果通知までは、授業料の徴収を猶予します。

※申請結果が半額免除又は不許可の場合の納付額及び納付方法は結果通知と併せてお知らせします。

※**授業料の最終納付期限は、前期は9月30日、後期は翌年3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）**です。納付できない場合は除籍とします。

※**結果通知から納付期限までの期間が短くなっていますのでご注意ください。**

5. 申請にあたっての注意

- (1) 申請書類に不備等がある場合、学生支援係からメール、アカンサスポータルのメッセージ又は電話で連絡します。申請書類の不備等が指定した期日までに改善されない場合は申請を無効とすることがあります。
- (2) 提出された書類の返却・貸出・複製等は一切いたしません。コピー可とあるものは必ずコピーを提出し、原本を提出する場合は必ず提出前に各自コピーをとっておいてください。
- (3) 申請内容に虚偽があった場合、入学料・授業料免除許可後であっても許可を取り消し（正規の納付額を追納）、以降の授業料免除申請は行えません。
- (4) 申請学期の開始前6か月以内又は申請学期中に懲戒処分を受けた場合は、免除申請できません。懲戒処分を受けた時期が申請結果通知前の場合は免除申請を無効とし、申請結果通知後の場合は免除許可を取り消します（正規の授業料を追納）。
- (5) 本学では、授業料を預金口座から自動的に口座振替するため、授業料免除を申請する場合でも、口座振替の手続きをすることが必要です。授業料免除審査時に口座振替手続きが完了していることを確認しますので、**手続未完了者は所属部局の学務係で手続書類を入手し、申請書類提出までに必ず口座振替の手続きを行ってください。**事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

6. 個人情報の取扱い

- (1) 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、入学料・授業料免除等の審査業務を行うために利用します。また、入学料・授業料免除等の選考結果は入学料及び授業料収納に関する業務に使用します。
- (2) (1)により得られた個人情報及び入学料・授業料免除等の選考結果は、本学が行う学生の経済的支援に関する業務に利用することがあります。また、大学教育の改善、学生支援の改善、大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）を目的として、個人を特定できない形で利用することがあります。
- (3) 上記(1)及び(2)の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、本学と外部の事業者とで個人情報が適切に取り扱われるよう契約を締結し、当該事業者に対して個人情報の全部または一部を提供します。

7. 学生及び生計維持者の方へ

入学料免除（徴収猶予）・授業料免除は、学生の自立性を促すため**学生本人による申請**を原則としています。審査にあたり不明な点等がある場合、学生本人に尋ねますので、**申請者である学生本人が家庭状況を十分に理解した上で申請してください。**

また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳格に取り扱います。従って「知らなかった」、「通知に気づかなかった」、「忙しかった」等、**大学側の責によらない理由では、申請期間経過後の受付はいたしません。**ただし、事情により期限までに提出できない場合は、**申請期限までにご相談ください。**ご理解、ご協力ください。

(担当)

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

Mail:stsiem@adm.kanazawa-u.ac.jp

（メール本文には学籍番号と氏名を必ず記載すること）